

令和4年度
業務報告書

PFA DISCLOSURE 2022

目 次

■令和4年度 企業年金連合会の主な取組	1
Ⅰ. 企業年金ナショナルセンター事業	3
【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動	3
1. 政策委員会の開催	
2. 企業年金制度に係る政策提言活動	
3. 年金広報検討会への参画	
【2】会員支援サービス	4
1. 相談・助言事業	
2. 会員向け役職員研修	
3. 会員への情報提供業務	
4. ホームページの開設・運営サービス	
5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進	
【3】私的年金制度普及事業	9
1. 企業年金プラットフォーム事業	
2. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業	
Ⅱ. 年金通算センター事業	11
1. 年金通算センター事業の円滑な運営	
2. 中途脱退者等に係る不一致記録の整備	
3. 裁定請求書未提出者対策の実施	
4. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進	
5. 企業型確定拠出年金からの個人別管理資産の移換及び企業年金ネットワークを利用した業務の実施	
6. 年金通算センター事業に係る各種届出等のオンライン化の検討	
7. 年金通算事業の状況	
8. 年金相談の実施状況	
9. 連合会通算年金の財政状況	
Ⅲ. 年金資産の管理・運用	23
1. 資産残高	
2. 資産構成割合	
3. 運用利回り	
4. リバランス実施状況及びキャッシュフロー	
5. 資産別運用状況	
6. スチュワードシップ活動	
Ⅳ. その他の事業	34
1. 共同運用事業	
2. 代行返上等に係る国からの受託事業	
Ⅴ. 連合会全体の適切な運営	36
1. 監事及び監査法人による会計監査	
2. コンプライアンス・業務監査の徹底	
3. 人材育成（職員研修）	
4. ISMS 及び BCMS の継続的实施	
5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施	
6. 地方協議会等の運営支援	
7. 会費のあり方等に関する検討	
8. 連合会評議員選挙及び役員公募	
9. 連合会組織の変更	
10. 連合会業務のペーパーレス・デジタル化の推進	
■連合会が対処すべき課題	40
■連合会の概要	41
■連合会の役職員	42

令和 4 年度 企業年金連合会の主な取組

■企業年金ナショナルセンター事業

○企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

- ・企業年金に関する税制改正事項について、制度別及び設立形態別の政策委員会小委員会での議論等を踏まえ、「令和 5 年度企業年金税制改正に関する要望」を厚生労働省に提出。
- ・企業年金等の積立金に係る特別法人税の凍結期限の 3 年延長（令和 8 年 3 月末まで）が決定。
- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金連合会理事長がオブザーバーとして参加するとともに、同部会における委員等の発言内容について、企業年金ニュースレターにより情報を提供。

○会員支援サービス

- ・「企業年金セミナー」等の各種セミナーや「総合型企業年金会員懇談会」、「規約型 DB 意見交換会」、「企業型 DC 意見交換会」については、オンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）により開催。一部のセミナーについては新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、対面とライブ配信により開催。
- ・会員向け役職員研修について、会員のニーズに幅広く対応できるよう、オンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）を中心に実施。対面研修は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、感染予防対策を講じたうえで開催。

○確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業

- ・企業型確定拠出年金向けには、契約企業の加入者を対象にライブ配信セミナーを計 8 回、訪問セミナーを計 3 社 9 回開催。また年代別、テーマ別の e ラーニングコンテンツを配信。
- ・個人型確定拠出年金向けには、個人型確定拠出年金加入者等を対象にライブ配信セミナーを 3 回開催。また「動画で学ぶ iDeCo 特設サイト」に e ラーニングコンテンツを掲載。

■年金通算センター事業

○年金通算センター事業の円滑な運営

- ・年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、確実な年金支給を推進。
- ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーを収集し、税務署等に提出する法定調書へのマイナンバーの記載を実施。
- ・法律改正等に対応したシステム開発を実施するとともに、業務の正確性向上・効率化等を図るためのシステム開発を実施。
- ・移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。
- ・令和 4 年 5 月以降に加入資格を喪失した中途脱退者等から適用する通算企業年金の予定利率及び予定死亡率を見直し、令和 4 年 5 月から適用。

○裁定請求書未提出者対策の実施

- ・現住所不明等により裁定請求書が届いていない方等について、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から住所情報を取得し、裁定請求書を送付。
- ・裁定請求書は届いているが裁定請求を保留している方に対し、裁定請求書を再送付（うち、基本年金のみを有する方に対し、年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封）。

○通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

- ・連合会ホームページに通算企業年金等に関する特設ページ「通算企業年金に移しカエル！」を新設し、企業年金等の担当者による加入者の資格喪失時の説明業務を補完、支援することで老後資産形成のためのポータビリティの促進を図る。

○企業型確定拠出年金からの個人別管理資産の移換及び企業年金ネットワークを利用した業務の実施

- ・令和4年5月より企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換が開始。また、企業年金ネットワークを利用した年金資産の移受換に関する業務、支給停止情報・住所情報等の情報提供に関する業務を開始。

○年金通算センター事業に係る各種届出等のオンライン化の検討

- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「規制改革実施計画」の閣議決定（令和4年6月7日）を受け、源泉徴収票のマイナポータルへの電子データによる連携、年金通算センター事業に係る各種届出のオンライン化等の検討を実施。

■年金資産の管理・運用

○効率的な運用

- ・インハウス運用を活用しながら、効率的なキャッシュマネジメント及びリバランスを実施。マネジャー・ストラクチャーを適時見直し。

○スチュワードシップ活動の充実

- ・インハウスでパッシブ運用している日本株を対象に、協働エンゲージメント活動の外部委託を継続。日本の大手機関投資家と共に企業との協働対話を継続実施。

■連合会全体の適切な運営

○会費のあり方等に関する検討

- ・「連合会会費のあり方等に関する検討会」を計3回開催し、「連合会会費のあり方等に関する検討会報告書」を取りまとめ、会員へ周知。

I. 企業年金ナショナルセンター事業

【1】企業年金制度の拡充を目指した政策提言活動

1. 政策委員会の開催

政策委員会及び各小委員会を開催。企業年金運営の重要事項を調査・審議し、提言等を取りまとめ。

委員会の開催状況

委員会名称	開催回数	主な内容
政策委員会	1	・副委員長の選任
総合型企業年金小委員会	1	・税制改正に関する政策提言
単独・連合型企業年金小委員会	1	・委員長・副委員長の選任 ・税制改正に関する政策提言
確定拠出年金小委員会	1	・税制改正に関する政策提言

2. 企業年金制度に係る政策提言活動

企業年金制度の税制上の課題について、総合型企業年金小委員会、単独・連合型企業年金小委員会及び確定拠出年金小委員会においてそれぞれ取りまとめた提言を基に、「令和5年度企業年金税制改正に関する要望」として厚生労働省に提出（7月）。

また、上記要望のうち、企業年金等の積立金に係る特別法人税の凍結期限の3年延長（令和8年3月末まで）が決定。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金連合会理事長がオブザーバーとして参加するとともに、同部会における委員等の発言内容について、企業年金ニューズレターにより情報を提供。

3. 年金広報検討会への参画

厚生労働省主催の「年金広報検討会」に参画するとともに、年金広報に関する組織横断的なプロジェクトチームに参加。

若い世代の方々が日頃の学生生活や夏休みに、年金について楽しみながら考えることを目的とした「令和の年金広報コンテスト」の協賛団体として、協賛特別賞「企業年金連合会理事長賞」を授与（12月）。

【2】会員支援サービス

1. 相談・助言事業

（１）制度運営等に関する相談・助言

会員からの制度運営、年金実務等についての相談・助言を電話やEメール、来訪等により実施（1,699件）

（２）相談事例集の掲載

制度改正等に伴い、過去の相談事例の更新を行うとともに、新たな相談事例を追加し、ホームページに掲載（6回更新）。

（３）確定拠出年金に関するコンサルティングサービスの実施

確定拠出年金における法改事項や継続投資教育などについて、専門の相談窓口によるコンサルティングサービスを実施（155件）。

（４）企業年金の年金財政・制度設計に関する相談

年金財政の現状把握及び後継制度への移行方法や給付設計などについて、中立的な立場で応じる個別相談を実施（5件）。

（５）総合型の企業年金への支援

中小企業の退職給付制度の受け皿となる総合型企業年金の事業運営の一助となるよう、「総合型企業年金会員懇談会」を開催。第1部の講演をビデオオンデマンド、第2部の意見交換会を会場で開催（3月）。

（６）規約型 DB 意見交換会の開催

規約型確定給付企業年金の事業運営の一助となるよう、「規約型 DB 意見交換会」をオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）で開催（8月）。

（７）企業型 DC 意見交換会の開催

企業型 DC のガバナンスを踏まえた制度運営のあり方や投資教育の実施方法について解説するとともに、制度運営担当者が抱える課題解決に向け、「企業型 DC 意見交換会」を開催（7月）。

（８）eラーニングの配信

企業年金の実務担当者向けの解説や時事の相談事例等をコンテンツとしたeラーニングをホームページに掲載（4件）。

2. 会員向け役職員研修

(1) 役職員研修の実施状況

会員のニーズに幅広く対応できるよう、ビデオオンデマンド又はライブ配信を実施するとともに、対面研修は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、感染予防対策を講じたうえで開催。

① 実施状況

研修区分	講座	回数・件数
対面研修	18 講座	30 回
ビデオオンデマンド	38 講座	38 回
ライブ研修	4 講座	4 回
Web 分科会	2 講座	2 回

② 参加者数（延べ）

研修区分	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対面研修	3,179 名	44 名	175 名	515 名
ビデオオンデマンド	84 件	1,274 件	1,626 件	1,763 件
ライブ研修	—	35 名	1 名	26 名
Web 分科会			40 名	6 名

(2) 研修の増設等

① 新規研修の創設

新たに次の 5 講座を増設し、ビデオオンデマンドにより実施。

- ・「DCガバナンス研修」
- ・「公的年金における遺族給付金」
- ・「電話対応・クレーム対応研修」
- ・「iDeCoの現状と活用術」
- ・「公的年金の繰下げを実現するマネープラン(WPP)について」

② ライブ配信の実施

対面実施の役職員セミナーについて、会場に出向かなくても受講可能なライブ配信を実施。

- ・「企業年金トップセミナー」
- ・「常務理事・運営責任者セミナー」
- ・「事務長・事務責任者セミナー」
- ・「中堅職員セミナー」

(3) 企業年金管理士（確定拠出年金）認定試験の実施

「企業年金管理士（確定拠出年金）研修」を、東京、大阪で開催。認定試験に合格した者26名を「企業年金管理士（確定拠出年金）」として登録。

また、企業年金管理士（確定拠出年金）更新対象者120名に対し、更新研修をビデオオンデマンドにより実施し、99名が更新（令和4年度末の企業年金管理士の登録件数は285名）。

3. 会員への情報提供業務

(1) 企業年金セミナー等の開催

企業年金セミナー等について、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、以下のセミナー等をオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）や対面にて開催。

① 企業年金連合会事業のオンライン説明会

企業年金の事務担当者を対象に、連合会の会員支援サービスや投資教育事業について案内をするとともに、マイナンバーや住所・生存情報などの情報提供、通算企業年金・中途脱退者等の連合会への移受換事務等について説明。また、令和4年5月から稼働した企業年金ネットワークの説明を加え、ビデオオンデマンドで実施（10月）。

② 企業年金セミナー

「企業年金BCPハンドブック」の概要と企業年金のBCP対策等について解説したセミナーをオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）により開催（6月）。また、年金資産運用におけるリスク管理のあり方やインフレ・金融引き締め局面における資産運用への影響と対応等について解説したセミナーをオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）や対面により開催（11月）。

③ 企業型DC担当者セミナー

受託者責任の視点から加入者本位のDC制度運営のあり方について解説。また、連合会の投資教育事業について紹介するとともに、事業主が行う投資教育の効果測定の方法について解説したセミナーをオンライン（ライブ配信、ビデオオンデマンド）や対面により開催（2月）。

(2) 企業年金に関する最新情報の提供

- ・月刊「企業年金」(年 10 回、7・8 月号及び 1・2 月号は合併号) 及び企業年金ニュースレター (80 回配信) により、企業年金に関する有益な情報をタイムリーに提供。
- ・確定拠出年金を実施する会員向けに、「DC FILE」を 6 回配信。

(3) 企業年金の実態に関する統計調査

① 企業年金実態調査の実施

確定給付企業年金及び厚生年金基金に対し、資産運用及び財政・事業運営に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告 (12 月)。

② 確定拠出年金実態調査の実施

確定拠出年金に対し、運営状況や投資教育の実施状況等に関する実態調査を実施し、会員等に調査結果を報告 (3 月)。

③ 総合型企業年金の業務経理等に関するアンケート調査の実施

総合型企業年金の会員に対し、業務経理等に関するアンケート調査を実施し、会員に調査結果を報告 (12 月)。

④ その他

財政・事業運営に係る統計資料をホームページに掲載。

(4) 「企業年金に関する基礎資料」の出版

企業年金制度全般から公的年金制度や海外の年金制度に至るまで、各制度の解説及び年金制度に関する情報・データを網羅。企業年金等の最新の動向や連合会が実施する実態調査結果等を掲載 (1 月)。

(5) 資産運用に関する情報提供

グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS 基準) に基づく運用受託機関プロダクツ情報 (令和 4 年度調査) をホームページに掲載 (11 月)。運用受託機関を対象にスチュワードシップ活動に関するアンケート調査を行い、集計・分析のうえ結果をホームページに掲載 (3 月)。

(6) 企業型確定拠出年金投資教育ハンドブックの改訂

企業型確定拠出年金投資教育ハンドブックについて、法令、通知の改正や最近の動向等を取り込んだ改訂版をホームページに掲載 (9 月)。

(7) 年金給付関係の情報提供

① 被保険者記録照会件数 (昭和42年6月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
7,458 件	2,117 件	1,614 件	1,311 件

② 支給停止・死亡情報提供件数 (平成7年6月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
2,852,469 件	2,268,136 件	2,116,132 件	2,003,875 件

③ 養育特例期間に係る情報提供件数 (平成17年8月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
4,156 件	3,699 件	3,571 件	3,412 件

④ 老齢厚生年金裁定情報提供件数 (平成19年7月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
308,802 件	259,588 件	233,197 件	210,644 件

⑤ 繰下げ支給情報に係る情報提供件数 (平成20年6月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
62,796 件	61,508 件	62,391 件	55,068 件

⑥ 被保険者等住所照会件数 (厚生年金基金は平成20年4月より、DB・DCは平成22年1月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
499,747 件	438,686 件	414,081 件	463,254 件

⑦ 被保険者新規裁定者情報照会件数 (平成20年11月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
14,050 件	9,210 件	8,999 件	6,934 件

⑧ 繰上げ支給情報に係る情報提供件数 (平成25年5月より実施)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
1,458 件	1,389 件	1,280 件	2,610 件

⑨ 住民基本台帳ネットワーク情報の提供件(人)数 (平成25年4月より実施)

事項	令和元年度	2年度	3年度	4年度
住所 (生存情報)	4,109,289 件	4,393,763 件	4,778,022 件	5,480,217 件
個人番号	460,260 人	337,961 人	339,289 人	334,958 人

4. ホームページの開設・運営サービス

会員の加入者等に対する情報開示を支援するため、ホームページ開設・運営サービスを実施。令和4年度は13会員から申込みを受け、10会員のホームページをリリース（令和4年度末時点で、291会員が利用）。

5. 会員の維持及び新規会員加入のための取組の推進

会員の維持及び新規会員加入推進のため、電話やメールのほか、Web会議や訪問など、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、情報提供等の取組を実施。

- ・会員への電話、メール等による情報提供活動（計1,019回）。
- ・非会員の企業年金への電話、メール等による情報提供活動を実施（計297回）し、11会員（確定給付企業年金5、確定拠出年金6）から新規会員加入の申込み。

会員数		(会員)			
制 度	令和元年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	
合計	1,247	1,229	1,223	1,212	
確定給付企業年金	1,063	1,049	1,032	1,013	
確定拠出年金	176	175	186	194	
厚生年金基金	8	5	5	5	

【3】私的年金制度普及事業

1. 企業年金プラットフォーム事業

令和4年10月に開始する企業型記録関連運営管理機関と国民年金基金連合会との情報連携に向けて、企業年金に関する情報を集積するための仕組み（企業年金プラットフォーム）を構築。企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の情報連携を円滑に実施。

また、企業型記録関連運営管理機関に加え、令和6年12月から開始される確定給付企業年金を実施する事業主・基金（加入者等の情報の管理業務を委託している場合は受託機関）と国民年金基金連合会との情報連携に向けて、関係機関との調整を実施。

2. 確定拠出年金の加入者等を対象とした投資教育事業

(1) 企業型確定拠出年金

年代別ライブ配信セミナーを計 8 回開催し、講師が企業を訪問して実施する訪問セミナーを計 3 社 9 回実施。

年代別の e ラーニングコンテンツについて、法律改正事項を反映。またテーマ別 e ラーニングコンテンツを 1 本更新。

令和 4 年度末時点の契約事業主数は 402 件。

(2) 個人型確定拠出年金

国民年金基金連合会から投資教育業務を受託し、個人型確定拠出年金加入者向けにライブ配信セミナーを 3 回開催。

iDeCo 投資教育専用サイト「動画で学ぶ iDeCo 特設サイト」に e ラーニングコンテンツを掲載。

Ⅱ．年金通算センター事業

1．年金通算センター事業の円滑な運営

（１）年金受給者への確実な年金支給

年金の裁定及び支払事務の効率化を図りつつ、約 846 万人（令和 4 年度末）の受給者に対して確実な年金支給を推進。

（２）年金受給者のマイナンバー（個人番号）対応

税務署等に提出する法定調書へ記載するためのマイナンバーを地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から毎月取得。令和 4 年度は、約 33 万人分のマイナンバーを収録。

（３）法律改正等の対応と的確なシステム開発

① 法律改正に伴うシステム開発

在職定時改定の導入（令和 4 年 4 月 1 日施行）に係るシステム開発を実施し、9 月にリリース。

② 税制改正に伴うシステム開発

（ア）令和 2 年度税制改正（令和 5 年 1 月 1 日施行分）

扶養親族等申告書および源泉徴収票（準確定申告用）の記載事項（非居住者の扶養親族について）の変更に係るシステム開発を実施し、それぞれ 9 月および 1 月にリリース。

（イ）令和 4 年度税制改正（令和 4 年 4 月 1 日施行分）

扶養親族等申告書の記載事項（配偶者および扶養親族の退職所得について）の変更に係るシステム開発を実施し、9 月にリリース。

③ 業務改善等に関するシステム開発

裁定請求書再送付対象者への年金見込額等を記載した案内書の同封に係るシステム開発を実施し、3 月にリリース。

（４）確定給付企業年金等からの記録の確実な承継

確定給付企業年金等から移換される中途脱退者等の記録を確実に承継し、適正に管理。令和 4 年度は、約 9 千件の記録を受換。

(5) 通算企業年金の予定死亡率及び予定利率の見直し

企業年金の通算センターとして、連合会が支給する通算企業年金について、中途脱退者や受給者等にとって安心感があり、持続可能な年金とする必要があることから、予定利率及び予定死亡率を見直し、令和4年5月から適用。

2. 中途脱退者等に係る不一致記録の整備

連合会の記録と国の記録を突き合わせた結果による不一致記録について、日本年金機構の調査結果に基づく訂正及び国の記録に訂正が入った場合に日本年金機構経由で提供される情報に基づく訂正を実施。

3. 裁定請求書未提出者対策の実施

令和4年度は、以下の対策を実施したこと等により、令和4年度末における裁定請求書未提出者数は約108万人。

(1) 裁定請求書の送付

① 日本年金機構からの住所情報取得後の裁定請求書送付

- (ア) 令和4年度に支給開始年齢に到達する方について、あらかじめ日本年金機構から住所情報を取得し、支給開始年齢到達月に裁定請求書を送付（約26万件）。
- (イ) 上記（ア）において、住所情報が取得できなかった方、裁定請求書が転居先不明等により返戻された方について、一定期間経過後に再度、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約1千件）。
- (ウ) 令和2年度までの受給権取得者であって、令和4年4月1日時点における裁定請求書不達者について、日本年金機構から住所情報を取得し、裁定請求書を送付（約7千件）。

② 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの住所情報取得後の裁定請求書送付

裁定請求書不達者について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会結果に基づき本人確認の調査を行い、確認が取れた方について、裁定請求書を送付（約1千件）。

③ 再送付の拡充等

(ア) 請求保留者について、一定期間経過後に裁定請求書を再送付（約 6 千件）。

(イ) 上記（ア）以外の請求保留者のうち約 2 万 8 千件について、年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封した裁定請求書を再送付。

(ウ) 裁定請求書の記載等に不備があり、その旨をお知らせした後、請求がなかった方について、裁定請求書を再送付（約 2 千件）。

(2) ホームページを活用した年金記録の確認

連合会ホームページから年金記録の確認を行うことができるサービスを実施。

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
年金記録の確認	74,216 件	42,571 件	50,107 件	54,150 件

(3) 日本年金機構との連携

連合会老齢年金の請求を呼びかけるために作成した広報チラシを、年金事務所及び街角の年金相談センターへ送付（約 7 万枚）。

4. 通算企業年金の広報等を通じた年金原資の移換促進

連合会ホームページに通算企業年金等に関する特設ページ「通算企業年金に移しカエル！」を新設するとともに、企業年金制度間のポータビリティの仕組みや通算企業年金の特徴などをわかりやすく解説した動画コンテンツ 2 本を同ページに掲載。広く会員以外の企業年金等も対象とした中途脱退者移換等事務に関する情報の提供を可能とすることで、中途脱退者等への退職時説明を補完し、併せて、企業年金担当者の事務負担の軽減を図る。

これにより、通算企業年金に対する理解を醸成し、脱退一時金相当額等の移換を促進する。

5. 企業型確定拠出年金からの個人別管理資産の移換及び企業年金ネットワークを利用した業務の実施

「年金制度の機能強化を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和4年5月より企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換が開始。

また、令和4年5月より企業年金ネットワークを利用した企業年金との中途脱退者の年金資産の移受換に関する業務や支給停止情報・住所情報等の情報提供に関する業務を開始。（令和4年度末における申込の企業年金数は399企業年金、移換通知受理書等の回答数（累計）は750企業年金、各種情報提供に関する回答数（累計）は3,828企業年金）

6. 年金通算センター事業に係る各種届出等のオンライン化の検討

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「規制改革実施計画」の閣議決定（令和4年6月7日）を受け、源泉徴収票のマイナポータルへの電子データによる連携、年金通算センター事業に係る各種届出のオンライン化等の検討を実施。

7. 年金通算事業の状況

（1）確定給付企業年金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和4年度末時点の受換件数累計は約11万件。

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受換件数	9,452 件	8,061 件	7,770 件	7,776 件
受換額	102 億 2 千万円	90 億 4 千万円	98 億 9 千万円	86 億 8 千万円

② 終了制度加入者等の受換状況の推移

令和4年度は、制度終了した21の確定給付企業年金より受換。

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受換件数	1,064 件	434 件	569 件	411 件
残余財産分配金交付額	54 億円	35 億円	28 億円	24 億円

※「終了制度加入者等」は、その終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者。

③ 確定給付企業年金への移換状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
移換件数	29 件	12 件	8 件	14 件
移換額	1,831 万円	973 万円	1,287 万円	1,187 万円

④ 通算企業年金受給者の状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
中途脱退者に係る受給者数	4,058 人	4,809 人	5,648 人	6,223 人
終了制度加入者等に係る受給者数	9,623 人	9,920 人	10,028 人	10,214 人

※「受給者数」は、経過的基本加算年金受給者及び経過の代行加算年金受給者を含む。

(2) 確定拠出年金

① 企業型確定拠出年金の個人別管理資産の受換状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受換件数	—	—	—	740 件
受換額	—	—	—	3 億 7 千万円

※令和 4 年 5 月より受換開始

② 確定拠出年金への移換状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
移換件数	266 件	250 件	265 件	344 件
移換額	3 億 8 千万円	3 億 7 千万円	3 億 7 千万円	4 億 6 千万円

(3) 厚生年金基金

① 中途脱退者の受換状況の推移

令和 4 年度末時点の受換件数累計は約 2,928 万件。

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受換件数	1,438 件	516 件	436 件	293 件
受換額	2 億円	1 億円	1 億円	8 千万円
うち脱退一時金相当額に係る交付件数及び交付額	732 件	320 件	270 件	242 件
	1 億 3 千万円	8 千万円	8 千万円	8 千万円

※「受換件数」、「受換額」には、本来、平成 25 年度以前に受理されるものも含まれる。

② 解散基金加入員の受換状況の推移

令和4年度は、解散した厚生年金基金より受換実績なし。

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受換件数	61,582 件	17,608 件	10,431 件	0 件
残余財産分配金交付額	281 億 4 千万円	103 億 7 千万円	70 億 3 千万円	0 千万円

③ 厚生年金基金への移換状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
移換件数	172 件	141 件	92 件	163 件
移換額	1 億 3 千万円	1 億 0 千万円	7 千万円	1 億 4 千万円
うち年金給付等積立金及び 積立金（加算部分）の移換 件数及び移換額	46 件	51 件	33 件	46 件
	1 千万円	1 千万円	9 百万円	2 千万円

④ 基本年金受給者の状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受給者数	6,960,989 人	7,276,302 人	7,386,225 人	7,538,865 人
新規裁定者数	276,511 人	433,520 人	251,416 人	294,061 人
年金等支給額	3,506 億円	3,683 億円	3,799 億円	3,909 億円

※「年金等支給額」は、基本年金及び基本加算年金並びに基本加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額。

⑤ 代行年金受給者の状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受給者数	1,041,820 人	1,041,460 人	1,042,912 人	1,029,866 人
新規裁定者数	23,328 人	30,943 人	35,520 人	24,434 人
年金等支給額	4,627 億円	4,608 億円	4,604 億円	4,604 億円

※「年金等支給額」は、代行年金及び代行加算年金並びに代行加算年金に係る選択一時金及び死亡一時金の合計額。

⑥ 基本加算年金等受給者の状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
基本加算年金受給者数	152,160 人	159,567 人	165,061 人	168,693 人
代行加算年金受給者数	188,048 人	185,935 人	183,409 人	178,238 人
中途脱退者に係る通算企業年金受給者数	15,853 人	17,860 人	19,231 人	20,516 人
解散基金加入員に係る通算企業年金受給者数	140,380 人	147,039 人	150,959 人	148,085 人

※「受給者数」は、基本年金受給者数又は代行年金受給者数に重複している者を含む。

8. 年金相談の実施状況

年金相談の実施状況の推移

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
来訪相談件数	4,117 件	2,825 件	2,437 件	2,670 件
文書相談件数	38,832 件	42,787 件	36,454 件	35,443 件
（うちメール相談件数）	(7,021 件)	(11,472 件)	(11,092 件)	(11,634 件)
（うちチャットサービス）	(3,129 件)	(4,557 件)	(3,332 件)	(3,488 件)
電話相談件数	707,212 件	732,126 件	663,959 件	704,357 件

9. 連合会通算年金の財政状況

(1) 令和4年度の財政状況

① 厚生年金基金基本年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金基本年金経理）
のバランスシート（令和4年度末）

純資産額 11 兆 1,819 億円	責任準備金 8 兆 9,764 億円 責任準備金（プラスアルファ部分） 2 兆 1,800 億円 最低責任準備金 6 兆 7,964 億円
	基本金 2 兆 2,055 億円

◆純資産額（※1）	11 兆 1,819 億円
◆責任準備金（※2）	8 兆 9,764 億円
◆基本金	2 兆 2,055 億円
・ 中途脱退者受換金	0 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	8,708 億円
・ 運用損失	1,626 億円
・ 令和4年度末純資産額	11 兆 1,819 億円
	（前年度比 4,975 億円減）
・ 責任準備金	8 兆 9,764 億円
	（前年度比 4,450 億円減）
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2 兆 2,055 億円
	（前年度比 525 億円減）

（※1）純資産額は、各年金経理において次式により算出される。

$$\text{純資産額} = \text{流動資産} + \text{固定資産（時価）} - \text{流動負債} - \text{支払備金}$$

（※2）責任準備金は、各年金経理において連合会が決算時点で負っている年金給付（代行部分、プラスアルファ部分、通算企業年金等）等に係る債務である。

特に、厚生年金基金基本年金経理の責任準備金は次式により算出される。

$$\text{責任準備金} = \text{責任準備金（プラスアルファ部分）} + \text{最低責任準備金}$$

② 厚生年金基金加算年金経理

連合会通算年金（厚生年金基金加算年金経理） のバランスシート（令和4年度末）

純資産額 2,405 億円	責任準備金 2,199 億円
	基本金 206 億円

◆純資産額	2,405 億円
◆責任準備金	2,199 億円
◆基本金	206 億円
・ 中途脱退者受換金及び解散基金の受換金	1 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	74 億円
・ 運用損失	27 億円
・ 令和4年度末純資産額	2,405 億円
	（前年度比 101 億円減）
・ 責任準備金	2,199 億円
	（前年度比 19 億円減）
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	206 億円
	（前年度比 82 億円減）

③ 確定給付企業年金経理

連合会通算年金（確定給付企業年金経理） のバランスシート（令和4年度末）

純資産額 2,561 億円	責任準備金 2,258 億円
	基本金 303 億円

◆純資産額	2,561 億円
◆責任準備金	2,258 億円
◆基本金	303 億円
・ 中途脱退者受換金及び終了した確定給付企業年金の受換金	112 億円
・ 給付費（年金及び一時金）	70 億円
・ 運用損失	45 億円
・ 令和 4 年度末純資産額	2,561 億円 (前年度比 8 億円減)
・ 責任準備金	2,258 億円 (前年度比 111 億円増)
・ 基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	303 億円 (前年度比 119 億円減)

④ 年金経理（合計）

連合会通算年金（年金経理（合計）） のバランスシート（令和4年度末）

純資産額 11 兆 6,784 億円	責任準備金 9 兆 4,221 億円 責任準備金（プラスアルファ部分） 2 兆 6,257 億円 最低責任準備金 6 兆 7,964 億円
	基本金 2 兆 2,563 億円

◆純資産額	11 兆 6,784 億円
◆責任準備金	9 兆 4,221 億円
◆基本金	2 兆 2,563 億円

・中途脱退者受換金、解散基金の受換金 及び終了した確定給付企業年金の受換金	113 億円
・給付費（年金及び一時金）	8,851 億円
・運用収益	1,553 億円
・令和 4 年度末純資産額	11 兆 6,784 億円 (前年度比 5,084 億円減)
・責任準備金	9 兆 4,221 億円 (前年度比 4,357 億円減)
・基本金（純資産額と責任準備金の差引き）	2 兆 2,563 億円 (前年度比 727 億円減)

（2）積立水準の状況

◆純資産額／責任準備金

① 厚生年金基金基本年金経理	124.6% (124.0%)
② 厚生年金基金加算年金経理	109.4% (113.0%)
③ 確定給付企業年金経理	113.4% (119.7%)
④ 年金経理（合計）	123.9% (123.6%)

◆純資産額／最低責任準備金

① 年金経理（合計）	171.8% (168.7%)
② 厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理	168.1% (165.1%)

※括弧内は、令和 3 年度の値である。

令和 4 年度末純資産額の責任準備金に対する比率（将来にわたり財政均衡を保つため必要な積立金保有の目安となる数値）は、厚生年金基金基本年金経理で 124.6%、厚生年金基金加算年金経理で 109.4%、確定給付企業年金経理で 113.4%、年金経理全体で 123.9%。令和 4 年度末純資産額の最低責任準備金に対する比率（代行部分の給付に必要な積立金の何倍の積立金を保有しているかを示す数値）は年金経理（合計）で 171.8%、厚生年金基金基本年金経理＋厚生年金基金加算年金経理で 168.1%。

厚生年金基金基本年金経理については、代行部分とプラスアルファ部分に

分けて見ると、代行部分では最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本体（年金特別会計厚生年金勘定、以下同様）の令和 4 年度の運用利回り 1.42%、そして、プラスアルファ部分に係る債務（責任準備金（プラスアルファ部分））の平均的な予定利率 4.69%、これらに対して厚生年金基金基本年金経理の運用利回りが 1.38%となっており、代行部分、プラスアルファ部分ともに下回ったものの、責任準備金の減少割合が純資産の減少割合に比べ大きいことから積立水準は前年度に比べ上昇。

厚生年金基金加算年金経理については、平均的な予定利率 1.91%に対して、同経理の運用利回りが▲1.09%と下回ったことから積立水準は前年度に比べ低下。

確定給付企業年金経理については、平均的な予定利率 1.89%に対して、同経理の運用利回りが▲1.76%と下回ったため、積立水準は前年度に比べ低下。

また、最低責任準備金の算出に用いられる厚生年金本体の令和 4 年度の運用利回り 1.42%に対し、令和 4 年度の年金経理合計の運用利回りが 1.26%であり厚生年金本体の運用利回りを下回ったものの、最低責任準備金の減少割合が純資産の減少割合に比べ大きいことから、その結果、令和 4 年度末純資産額の最低責任準備金に対する比率（年金経理（合計）171.8%）は前年度（同 168.7%）に比べ上昇。

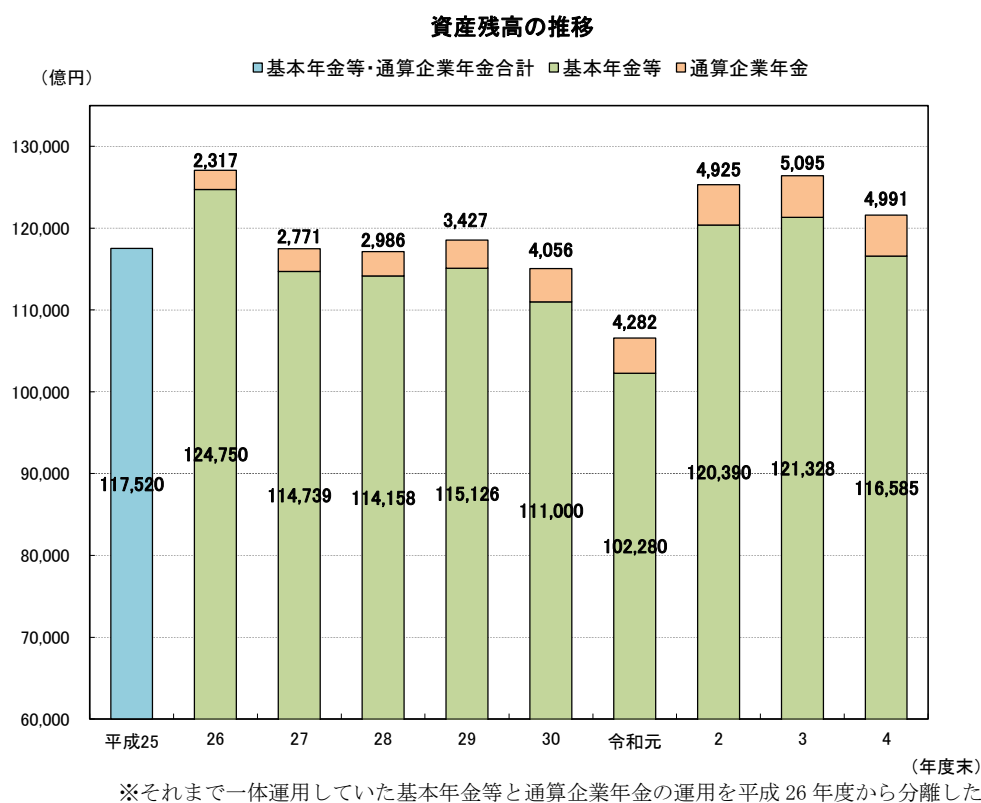
Ⅲ. 年金資産の管理・運用

(年金経理における「固定資産」に関する報告)

1. 資産残高

◆資産残高（令和4年度末）

基本年金等	11兆6,585億円
通算企業年金	4,991億円



2. 資産構成割合

(1) 基本年金等

◆資産構成割合（令和4年度末）

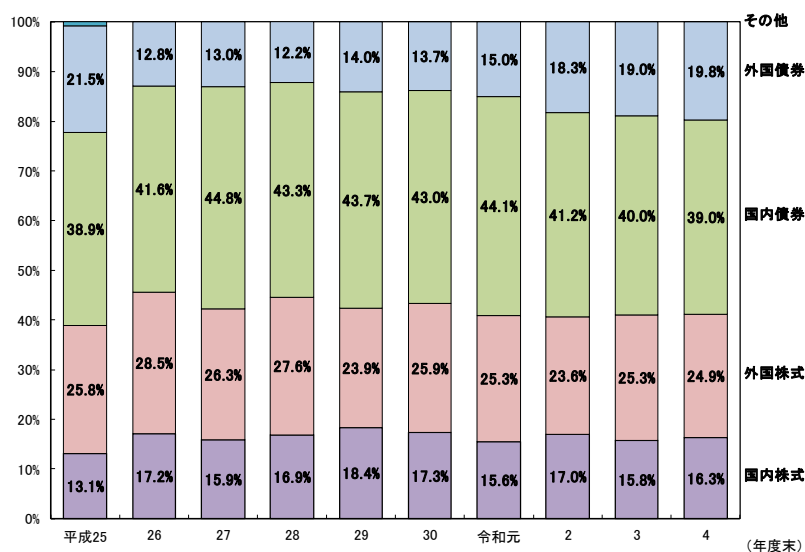
内外株式	41.2%
国内株式	16.3%
外国株式	24.9%
内外債券	58.8%
国内債券	39.0%
外国債券	19.8%

◆政策アセットミックス基準値（令和4年度末 積立水準110%以上）

内外株式	40.0%
内外債券	60.0%

※積立水準の変化に応じて政策アセットミックス基準値を変更する動的管理を行っている。

資産構成割合の推移<基本年金等>



※平成 26 年度以降は、為替リスクをヘッジした外国債券を国内債券として計上している。

(2) 通算企業年金

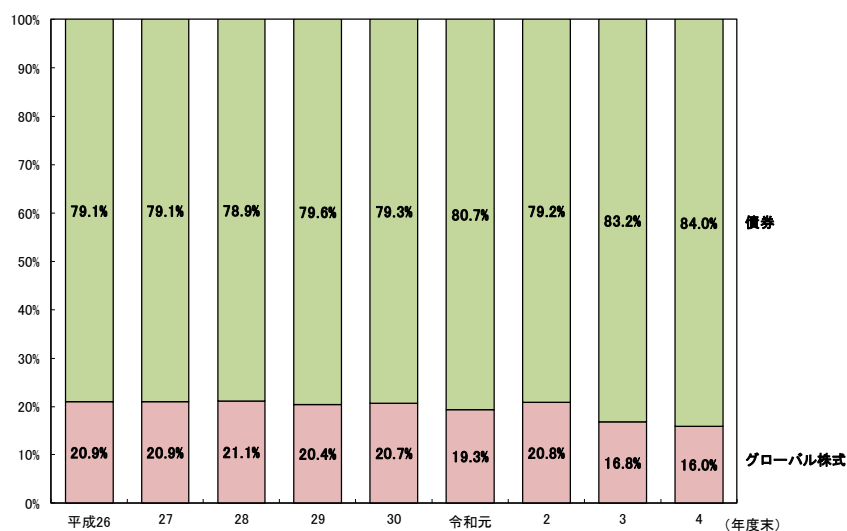
◆資産構成割合（令和 4 年度末）

グローバル株式	16.0%
債券	84.0%

◆通算企業年金ベンチマーク基準値（令和 4 年度末）

グローバル株式	16.0%
債券	84.0%

資産構成割合の推移<通算企業年金>



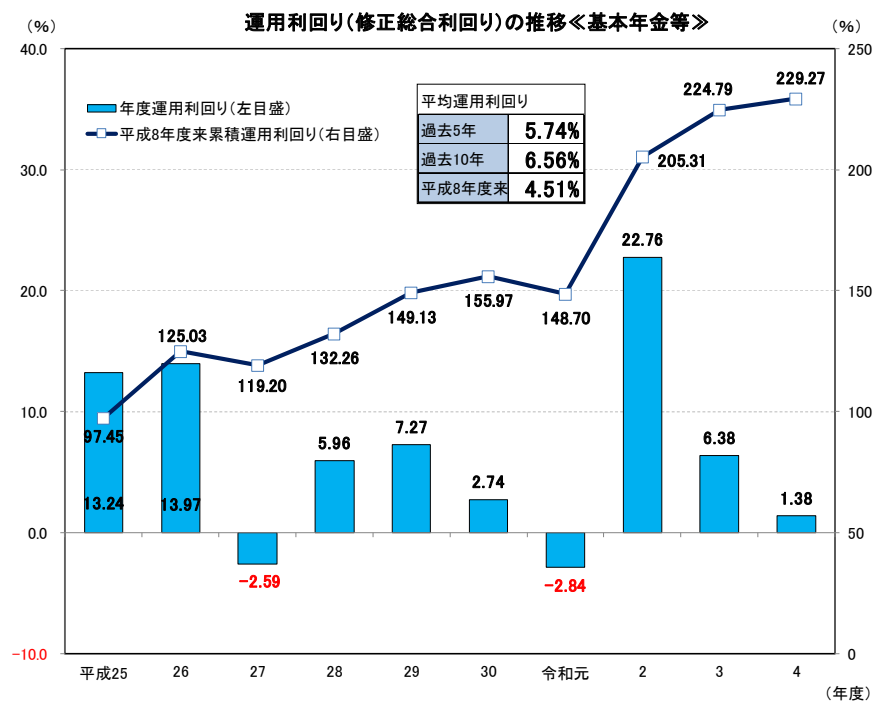
※通算企業年金のポートフォリオは、平成 25 年度までは基本年金等と合算で運用していた。

3. 運用利回り

(1) 基本年金等

◆修正総合利回り

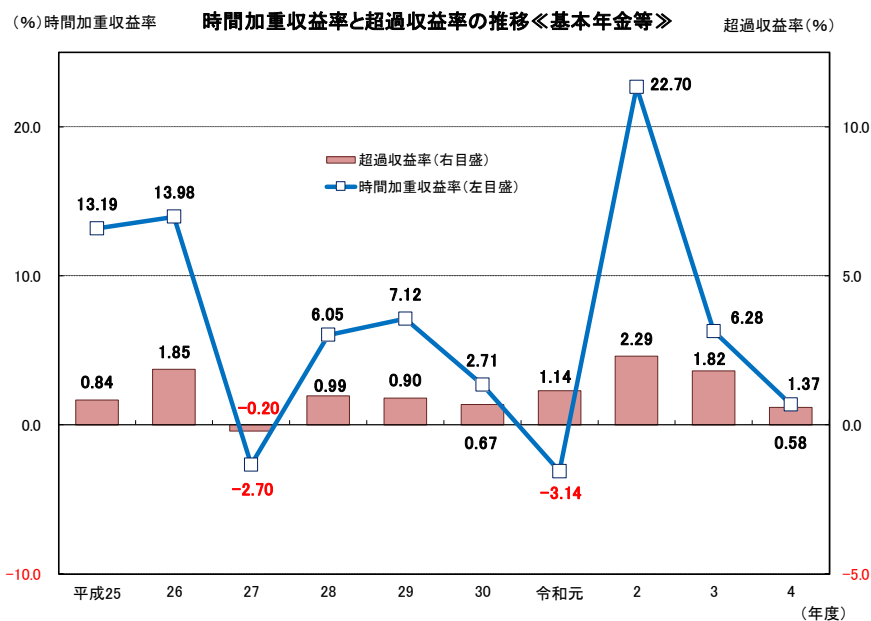
令和4年度	+1.38%	
過去5年平均	+5.74%	
過去10年平均	+6.56%	
過去27年平均	+4.51%	(平成8年度以降)



※平成8年度に資産配分規制が撤廃され運用が自由化された。

◆時間加重収益率

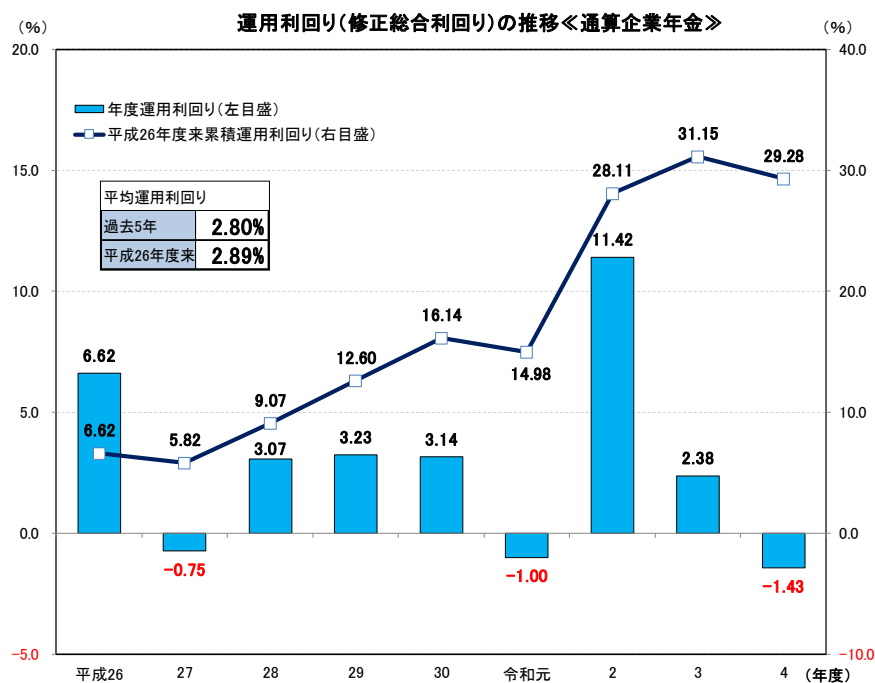
全資産	+1.37%
国内株式	+6.53%
外国株式	+2.34%
国内債券	-1.14%
外国債券	+0.38%
ベンチマーク超過収益率	+0.58%



(2) 通算企業年金

◆修正総合利回り

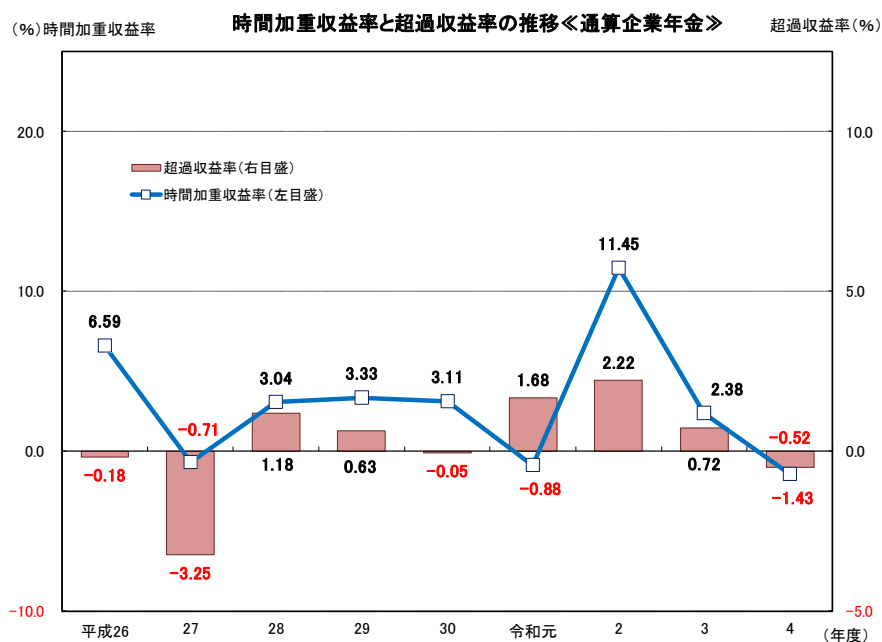
令和4年度	-1.43%
過去5年平均	+2.80%
過去9年平均	+2.89% (平成26年度以降)



※通算企業年金のポートフォリオは、平成25年度までは基本年金等と合算で運用していた。

◆時間加重収益率

全資産	-1.43%
グローバル株式	+3.44%
債券	-3.03%
ベンチマーク超過収益率	-0.52%

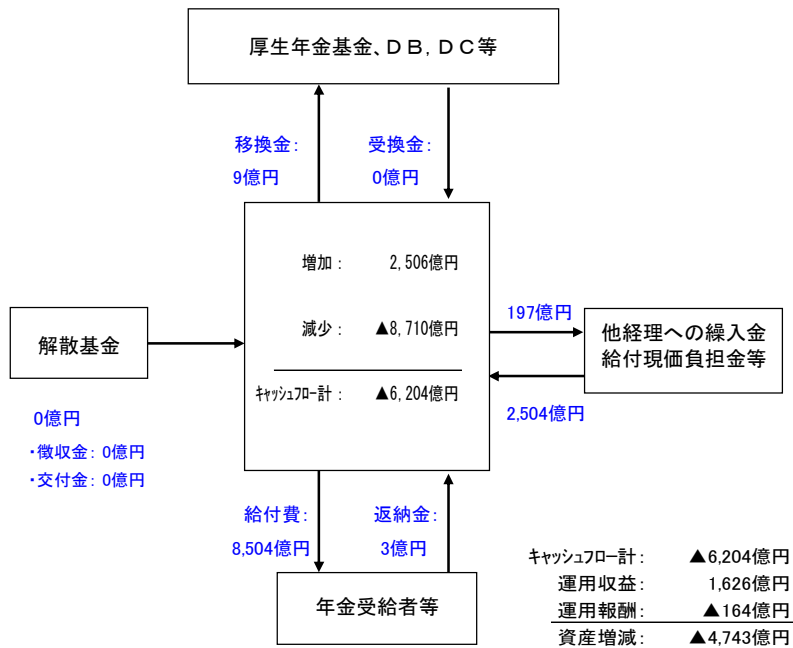


4. リバランス実施状況及びキャッシュフロー

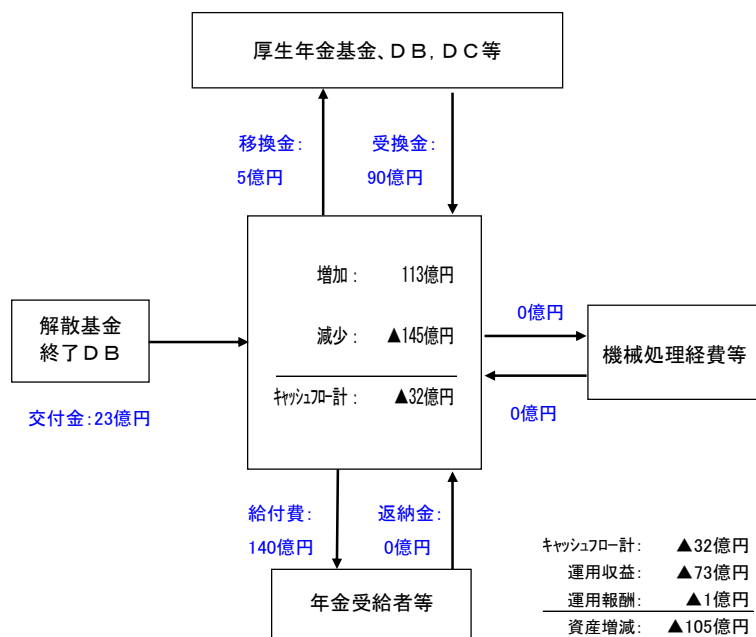
令和4年度は、長引くロシアのウクライナ侵攻に伴う西欧諸国の経済制裁及びロシアによる対抗措置で世界的に石油や小麦等の供給が滞り、また世界的な半導体不足も重なり、高まるインフレ懸念払拭のため欧米各国の中央銀行が度重なる利上げを実施したことから、年度を通して内外債券相場は軟調な展開となり、景気後退懸念から内外株式相場も上値の重い展開となった。

基本年金等ポートフォリオでは、年度内に発生する給付等キャッシュフローを考慮しながら、株式市場が上昇する局面で内外株式を計3回、合計で約3,300億円売却するリバランスを、通算企業年金ポートフォリオでは、グローバル株式を約80億円売却するリバランスを1回実施した。その結果、いずれのポートフォリオも政策アセットミックスから大きく乖離することなく、年度を通じて許容される範囲内で運用が実行された。

キャッシュフローの状況（令和4年度）《基本年金等》



キャッシュフローの状況（令和4年度）《通算企業年金》



※各値はキャッシュベースの集計値。

5. 資産別運用状況

(1) 内外株式（株式代替除く）

《基本年金等》

- 令和4年度末の資産残高は3兆8,690億円で、うち国内株式が1兆7,790億円、外国株式が2兆0,899億円である。国内株式の約43%はインハウス運用（パッシブ運用）となっている。
- 国内株式のベンチマーク（TOPIX 配当込）超過収益率： +0.74%
 - アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : +1.69%
3年平均 : +2.09%（年率）
5年平均 : +0.74%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約47%
- 外国株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： +0.39%
 - アクティブ運用のカスタムベンチマーク超過収益率
当年度 : +0.28%
3年平均 : +1.85%（年率）
5年平均 : +1.37%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約34%

《通算企業年金》

- 令和4年度末の資産残高は834億円。
- グローバル株式のベンチマーク（MSCI-ACWI）超過収益率： +1.94%
 - アクティブ運用の超過収益率
当年度 : +2.63%
3年平均 : +1.78%（年率）
5年平均 : +0.65%（年率）
 - 当年度中のパッシブ運用の割合は平均で約25%

(2) 内外債券（債券代替除く）

《基本年金等》

- 令和4年度末の資産残高は5兆7,811億円で、約78%がインハウス運用となっている。
- 債券代替運用を除く内外債券のベンチマークは、「ブルームバーグ日本総合インデックス」65%、「FTSE 世界国債インデックス（日本を除く、円換算）」35%の割合で加重した複合ベンチマークである。

- ベンチマーク超過収益率（当年度）：+0.01%
 - デュレーション・イールドカーブ効果：-0.66%
日本債券のロールダウン効果等がプラス寄与するも、日本債券や先進国外債の金利上昇がこれを上回るマイナス要因。
 - スプレッド効果：-0.17%
クレジット及び欧州周辺国債券等のオーバーウェイトがマイナス要因。
 - 通貨選択効果：+0.32%
米ドルのオーバーウェイトが主なプラス要因。
 - 取引その他効果：+0.52%
- ベンチマーク超過収益率（過去平均）
 - 3年平均：+0.70%（年率）
 - 5年平均：+0.45%（年率）

3年平均では中期的な超過収益率目標+0.5%を上回った。

《通算企業年金》

- 令和4年度末の資産残高は2,231億円で、インハウス運用の割合は約89%である。
- 通算企業年金ポートフォリオのベンチマークは「ブルームバーグ日本総合インデックス」であるが、インハウス運用を中心にベンチマークにとられない絶対収益型の運用方針としている。
- 収益率（絶対値）
 - 当年度：-5.66%
 - 3年平均：-2.49%（年率）
 - 5年平均：-0.73%（年率）

参考：ベンチマーク収益率

- 当年度：-1.54%
- 3年平均：-1.24%（年率）
- 5年平均：-0.38%（年率）

グローバル金利の上昇に伴うマイナスリターンの影響で、各期間の収益率は長期的な絶対収益率目標の+1.5%を大きく下回った。3年平均・5年平均とも、ベンチマークを下回ることとなった。

(3) プライベート・エクイティ

- 令和4年度末の資産残高は9,350億円。
- 令和4年度のキャピタルコール総額は1,128億円であった。一方で、同年度は1,303億円の分配金を受領し、引き続き投資プログラムはキャッシュフローが自律した状態となっている。
- 地域、戦略等の分散に留意しつつ、向こう数年間の投資をカバーする優良ファンドに対して、リアップ（既存リレーションシップの継続投資）を中心にコミットメント活動を実施した。
- 令和4年度の時間加重収益率は+4.08%。

(4) ヘッジファンド

- 債券代替投資として、リスクを抑え、絶対収益の獲得を目的として運用している（ベンチマークは3カ月US\$LIBOR）。
- 令和4年度末の資産残高は基本年金等で8,510億円、通算企業年金で589億円。
- 令和4年度の時間加重収益率は基本年金等で+17.65%、通算企業年金で+15.77%。

(5) 不動産

- 東京都心部のオフィスビル及び賃貸住宅を中心に、物流施設を主な対象としたファンドにも投資している。
- 令和4年度末の資産残高は基本年金等で957億円、通算企業年金で139億円。
- 令和4年度の時間加重収益率は基本年金等で+7.78%、通算企業年金で+7.21%。

(6) インフラストラクチャー及び安定的インカム

《インフラストラクチャー投資》

- 令和4年度末の資産残高は基本年金等で742億円、通算企業年金で215億円。
- 令和4年度の時間加重収益率は基本年金等で+3.01%、通算企業年金で+14.69%。

《安定的インカム投資》

- 令和4年度末の資産残高は基本年金等で337億円、通算企業年金で167億円。
- 令和4年度の時間加重収益率は基本年金等で+13.91%、通算企業年金で+11.45%。

6. スチュワードシップ活動

(1) 国内株式株主議決権の行使状況

➤ 連合会インハウス

行使対象議案数	23,481 件
賛成	21,156 件 (90.1%)
反対・棄権	2,325 件 (9.9%)

➤ 運用委託先の合計

行使対象議案数	10,460 件
賛成	9,508 件 (90.9%)
反対・棄権	952 件 (9.1%)

※令和3年7月～令和4年6月開催の株主総会分。

※子議案ベース。株主提案を除く。

(2) エンゲージメント

連合会は、受託者責任の一側面としてスチュワードシップ責任を認識し、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定めスチュワードシップ活動を行っている。

連合会は、国内株式の運用を運用機関に委託する「資産保有者としての機関投資家」（アセットオーナー）と、自家運用で国内株式の運用を行う「資産運用者としての機関投資家」（運用機関）の両方の立場にあり、委託先運用機関には投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）等により企業価値向上を促すよう求めるとともに、連合会自らも、エージェンシーコストの最小化を目的に投資先企業に対するエンゲージメントと株主議決権行使を

行っている。

連合会が自家運用で行う国内株式運用はパッシブ運用であり、低コスト運用が大きなメリットであるため、投資先企業とのエンゲージメントについては、外部の専門機関の利用や他の機関投資家との協働エンゲージメントの実施により、低コスト運用のメリットが阻害されないよう取り組んでいる。

IV. その他の事業

1. 共同運用事業

令和4年度は3件の新規加入（合併により1件減少）と6件の追加拠出により合計37億円の拠出を受け、年度末の加入件数は11件、資産残高は184億円となった。

共同運用事業口の運用利回りは、令和4年度が-1.79%で複合ベンチマークを1.03%下回った。事業開始以来では、年率で+3.20%となり、+0.76%の超過リターンとなっている。

事業加入年金基金等には、月次及び四半期の運用状況報告並びに決算報告（事業報告）に係る付属資料の送付を行うとともに、運用状況説明会（Web会議形式）を10月に開催した。

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
新規加入件数	5 件	0 件	0 件	3 件
拠出 件数（追加拠出含む）	8 件	4 件	5 件	9 件
交付 件数（脱退含む）	0 件	0 件	0 件	0 件
年度末事業加入件数	9 件	9 件	9 件	11 件※
年度末資産残高	112 億円	135 億円	150 億円	184 億円

※令和4年度は加入基金同士の合併による事業加入件数1件減少を含む。

2. 代行返上等に係る国からの受託事業

代行返上基金の加入員等の記録整理及び責任準備金相当額等の計算検証業務を厚生労働省より受託（平成15年度より代行返上、平成17年度より特例解散、平成26年度より解散、平成28年度より確定給付企業年金への権利義務移転を受託）。なお、代行返上が認可された基金の責任準備金相当額等の検証等に関する業務は令和4年度末に終了した。

（1）記録整理業務（代行返上基金）

（基金）

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
記録整理事務説明会	1	0	0	0
中途脱退者記録の提供	1	0	0	0
厚生年金被保険者記録の提供	3	0	0	0
中途脱退者記録整理検証	2	1	0	0
返還記録データの移管	3	3	0	1

※解散基金及び特例解散基金に係る記録整理業務は、令和元年度以降全て0基金。

(2) 責任準備金相当額等の計算検証業務

① 代行返上基金

(基金)

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
事前突合	1	2	0	0
本突合	7	3	1	0
再突合	21	114	8	3
計算検証	16	7	4	3
再検証	3	0	0	0

② 解散基金

(基金)

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
申請前突合	0	0	0	0
申請後突合	4	0	0	0
再突合	24	5	1	0
計算検証	23	5	1	0

③ 特例解散基金

(基金)

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
申請前突合	0	0	0	0
申請後突合	1	0	0	0
再突合	4	2	2	0
計算検証	3	1	2	0

④ 確定給付企業年金への権利義務移転

(基金)

事 項	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
申請後突合	2	0	0	0
再突合	5	1	0	0
計算検証	4	1	1	0

V. 連合会全体の適切な運営

1. 監事及び監査法人による会計監査

令和4年度の財務諸表等に対し、監事及び監査法人による会計監査を実施。

2. コンプライアンス・業務監査の徹底

(1) コンプライアンス・契約監視委員会の開催

コンプライアンスの推進及び調達の適正化のためのコンプライアンス・契約監視委員会を毎月開催。議事録を職員に周知徹底。

(2) コンプライアンス・業務監査の定期的な実施

コンプライアンスの推進状況及び業務の遂行状況を確認するため、コンプライアンス・オフィサーによる定例監査を実施。

(3) コンプライアンス研修と意識調査の実施

コンプライアンス意識向上のため、職員対象のコンプライアンス研修を開催するとともに、コンプライアンスについての意識調査を実施。

(4) コンプライアンス・ミーティングの開催

コンプライアンス意識向上及び事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてコンプライアンス・ミーティングを定期的に行い、通年的な取り組みを実施。

(5) 事務処理要領等の見直し

事故・不適切事項の発生防止のため、各部門においてマニュアルや事務処理要領等の見直しを行い業務上の問題点を改善。

(6) 業務委託先への業務監査の実施

監査マニュアルに基づき、ほぼ全ての業務委託先に対して業務監査を実施。

(7) 監事監査の支援

コンプライアンス・業務監査室として監事監査を支援するため、主として財務諸表について、その基となる預金残高等を定期的に監査。

3. 人財育成（職員研修）

教育訓練基本方針に基づき、公開講座やオンデマンドコンテンツを利用した「階層別研修」及び「全体研修」を実施。また、「テーマ別研修」として、職員等を対象としたハラスメント研修及び倫理規程研修を実施。

4. ISMS 及び BCMS の継続的实施

（1）ISMS

中途脱退者及び受給者等の情報資産を保護するため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準等を踏まえた第三者によるマネジメント監査、自己点検及びクラウド共通基盤（共通インフラ基盤）に対するセキュリティ診断を実施。

（2）BCMS

地震や火災などの災害発生時に、年金給付などの重要業務を確実に継続するため、事業継続計画に基づく事業継続マネジメントシステム（BCMS）を継続的に実施。また、リスクシナリオ（想定脅威及び被害想定）、各業務の優先度、重要業務の代替手段等について見直しを実施。

5. 連合会ネットワークのセキュリティ対策の継続的实施

情報セキュリティに関する意識を高め、有事の際の実効性を確認するため、厚生労働省による情報セキュリティインシデントの対処にかかる連携訓練（CSIRT^{※1} 訓練）、情報通信研究機構（NICT）による実践的サイバー防御演習（CYDER^{※2}）への参加及び連合会役職員に対して標的型攻撃メール訓練を実施。

また、テレワークを安全に利用するためのセキュリティの高いネットワーク運用を継続実施。

※1 CSIRT（Computer Security Incident Response Team）とは、それぞれの組織内におかれた、情報セキュリティ問題を専門に扱うインシデント対応チーム。

※2 CYDER（Cyber Defense Exercise with Recurrence）とは、サイバー攻撃を受けた際の一連の対応をパソコンを操作しながらロールプレイ形式で体験する演習。

6. 地方協議会等の運営支援

地方協議会等で行う役職員対象研修・講習会等に、連合会役職員を講師として派遣（連合会会議室等からのライブ配信を含め、計 13 件）。

地方協議会活動の活性化のため、地方協議会等の活動状況をホームページに掲載。

7. 会費のあり方等に関する検討

「連合会会費のあり方等に関する検討会」を設置し、10月から11月に検討会における検討を計3回実施。会員支援サービスのさらなる質の向上と新たな事業実施に向けた検討を継続して行うため、会費水準については現状維持とすることや、会員の新規加入促進策として会員加入前1年間のトライアル期間を設けること等が盛り込まれた「連合会会費のあり方等に関する検討会報告書」を取りまとめ、会員へ周知（12月）。

8. 連合会評議員選挙及び役員公募

評議員選挙を実施し、次期（任期：令和5年4月より2年）の評議員33名を選出（3月）。また、任期満了となる常勤理事候補者（1名）について公募を実施し、外部有識者による選考委員会において候補者を決定（3月）。

9. 連合会組織の変更

これまで、各企業年金への情報提供業務を担う個人番号管理室を企画調整課内に置いていたが、各企業年金との窓口一元化や円滑な業務遂行を目的として、中途脱退者の移受換業務を担う年金記録課内に置き、一方、年金記録課内に置いていた記録整備室を企画調整課内に置くこととした。また、令和4年10月より開始する企業年金プラットフォーム事業を円滑に実施するため、会員サービスセンターに関係機関との調整業務等を行う企業年金プラットフォーム事業室を設置。（4月）。

10. 連合会業務のペーパーレス・デジタル化の推進

現在書類ベースで行われている業務のデジタル化の推進により、決裁文書のワークフローシステム移行及びルーチン業務についてロボットによる業務の自動化（RPA）を継続実施。また、RPAについてはこれまで個別にデスクトップ型ライセンスを導入していたところ、サーバー型ライセンスを導入し、新規案件のインシャルコスト及び運用コストを削減。

連合会が対処すべき課題

1. 企業年金制度の見直しに関する対応

企業年金のナショナルセンターとして、企業年金制度全般のあり方等について、関係各方面に企業年金の発展・拡充のための働きかけを行う。

2. 企業年金の価値向上に有意義な施策の展開とサービス提供

確定給付企業年金、確定拠出年金及び厚生年金基金といった各企業年金の多様なニーズを的確に捉え、企業年金を取り巻く状況に応じた有意義な施策とサービスを展開し、企業年金全体の価値向上に努める。

3. 年金記録の適正な管理及び確実な年金支給

中途脱退者等記録を適正に管理し、新規裁定、死亡等の失権及び支給停止等の処理を円滑に遂行し、約 846 万人の受給者に対して確実な年金支給を推進する。

4. 年金資産の効率的な管理運用

変動の大きい運用環境を踏まえて、年金給付を確実にを行うため、積立不足に陥る確率の極小化を目指すとする「年金資産運用の基本方針」の目標に基づき、リスク管理を重視し、運用体制の整備・強化を図りながら、引き続き効率的運用を推進する。

5. 裁定請求書未提出者の解消

裁定請求書未提出者の解消のためには、裁定請求書不達者の正確な住所情報把握が不可欠であり、日本年金機構からの住所情報取得及び住民基本台帳ネットワークからの住所情報取得を活用した現住所把握に努める。

また、今後受給権の生じる者の住所情報をあらかじめ日本年金機構から取得して裁定請求書を送付するほか、請求保留者には裁定請求書の再送付や裁定請求書に年金見込額及び受給権発生からこれまで受け取っていない年金の総額を記載した案内書を同封する等の取り組みを引き続き実施する。

連合会の概要（令和4年度末現在）

1. 設立根拠

昭和42年2月に「厚生年金保険法」に基づき、「厚生年金基金連合会」として、厚生大臣の認可を得て設立。

平成14年4月の特別民間法人化を経て、平成17年10月、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び連合会の間で加入員等の年金原資の移換が可能となり、「企業年金連合会」に改組（平成16年6月の厚生年金保険法の改正）。

平成26年4月1日施行「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）において、確定給付企業年金法に基づく新たな企業年金連合会が設立されるまでの間、中途脱退者等に対する老齢年金給付等の支給等を行うためなお存続するものとされている。

2. 事業所の所在地

東京都港区芝公園2丁目4番1号

3. 所管官庁

厚生労働省

4. 主な事業

平成25年改正法附則第40条及び第69条に基づき、次の事業を実施。

- （1）中途脱退者及び解散基金加入員等に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給
- （2）企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業
- （3）会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの
 - ① 会員の行う事業についての助言及び連絡
 - ② 会員に関する教育、情報の提供及び相談
 - ③ 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
 - ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業
- （4）国が代行返上基金及び解散基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務及び老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務
- （5）確定給付企業年金（基金型・規約型）及び厚生年金基金から拠出された年金資産をまとめ、資産規模を大きくすることにより効率的な資産運用を実施する共同運用事業

(6) 企業型確定拠出年金を実施する事業主または国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金の加入者等が適切な資産運用を行えるように投資教育を実施する事業

(7) 私的年金制度（企業年金・個人年金制度）の啓発を行い、また私的年金制度が普及するための環境の整備を行う事業

連合会の役職員

1. 評議員・役職員数の推移

(人)

事 項	令和元年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末
評議員	33	33	33	33
役 員	15	15	15	15
常勤理事	3	3	3	3
非常勤理事 (監事含む)	12	12	12	12
職 員	118	119	122	127

2. 役員一覧（令和 4 年度末現在）

任期 令和 3 年 4 月より 2 年

氏名	役職	経歴又は現職
鮫島 正大	理事長（常勤）	[元]株式会社 格付投資情報センター 取締役会長
福本 浩樹	常務理事（常勤）	[元]三井住友海上火災保険株式会社 顧問
中村 明弘	運用執行理事（常勤）	[元]企業年金連合会 年金運用部長
五十嵐 信	理事（非常勤）・評議員	七十七銀行企業年金基金 理事長
梅田 仁司	理事（非常勤）・評議員	千葉興業銀行企業年金基金 理事長
鬼村 洋平	理事（非常勤）・評議員	トヨタ自動車企業年金基金 理事長
小津和 健吾	理事（非常勤）・評議員	ふくおかフィナンシャルグループ企業年金基金 理事長
佐藤 和朗	監事（非常勤）・評議員	全国情報サービス産業企業年金基金 理事長
瀧澤 薫	理事（非常勤）・評議員	電子情報技術産業企業年金基金 理事長
田中 憲一	理事（非常勤）・評議員	日立企業年金基金 理事長
本田 聡	理事（非常勤）・評議員	YKK企業年金基金 理事長
箕村 雅史	監事（非常勤）・評議員	味の素企業年金基金 理事長
柳原 良一	理事（非常勤）・評議員	大阪薬業企業年金基金 理事長
吉田 和久	理事（非常勤）・評議員	マツダ企業年金基金 理事長
渡邊 廣之	理事（非常勤）・評議員	イオン企業年金基金 理事長

企業年金連合会 標語

企業年金の^{あした}明日を担う

運営理念

企業年金連合会 使命

企業年金連合会は、

企業年金の通算事業と企業年金に対するサービスの提供を通じて、
企業年金の加入者・受給者の福祉を守り、
企業年金に対する理解と評価を高め、
企業年金の発展を図る。

行動憲章

1. 加入者・受給者へのサービス

私たちは、これから年金を受ける方、すでに年金を受けられている方が安心して年金を受けられるよう、親切な対応と正確・迅速な業務の遂行に努めます。

2. 会員へのサービス

私たちは、会員の要望を真摯に受け止め、質の高いサービスを積極的に提供します。

3. 企業年金制度の充実と発展

私たちは、日本の企業年金制度の充実と発展を目指した活動を行います。

4. 資産の安全かつ効率的な管理・運用

私たちは、お預かりした年金資産を安全かつ効率的に管理・運用します。

5. 法規範の遵守

私たちは、高い倫理観を持ち、法規範、社会のルールを遵守して行動します。

6. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を常に認識し、安全な管理を徹底します。

7. 職場環境の充実

私たちは、お互いに協力し合い、自由に意見交換の出来る風通しの良い職場環境を作ります。

令和4年度 業務報告書

PFA DISCLOSURE 2022



Pension Fund Association

企業年金連合会

企業年金の明日を担う

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1
芝パークビルB館10階・11階

URL <https://www.pfa.or.jp/>